

# 家庭教育学級事業委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭教育学級の事務事業に関し、必要な事項を定め、もって家庭教育学級の効率的な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「家庭教育学級」とは、子どもの健全育成と家庭教育の向上を図るために、保護者等が一定期間にわたって、計画的・継続的かつ組織的に家庭教育に関する学習を行う事業をいう。

(委託の対象)

第3条 委託をする対象は、市内各小・中学校区ごとに組織される家庭教育学級運営委員会（以下「運営委員会」という。）とする。

(委託の条件)

第4条 委託をするための条件は、以下のとおりとする。

- (1) 家庭教育学級の学級生は、当該校区（地域）内の保護者等とする。
- (2) 家庭教育学級の開設時間数は、おおむね18時間とする。
- (3) 家庭教育学級の実施時期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。
- (4) 運営委員会は、原則として学校代表・学級生代表・PTA役員・その他関係機関の代表者によって組織する。
- (5) 委託料は、学級の開設・運営に必要な経費として使用し、それ以外に使用してはならない。

(委託金額)

第5条 委託料の金額は、1学級あたり60,000円とする。

(委託業務に係わる手続き)

第6条 委託を受けようとするものは、次の書類を所沢市教育委員会に提出する。

- (1) 学習計画書（様式1-1）
- (2) 運営委員会組織表（様式1-2）
- (3) 収支予算書（様式1-3）

2 所沢市教育委員会は、提出された書類を審査し委託を決定する。

3 当該運営委員会と所沢市長との間に委託契約を締結する。

(書類の整備)

第7条 運営委員会が備えるべき帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 学級生名簿
- (2) 出席簿
- (3) 記録簿(日誌)
- (4) 金銭出納簿及び証拠書類(領収書等)

(実績報告書の提出)

第8条 委託を受けた運営委員会は、委託事業終了後、速やかに次の書類を所沢市教育委員会に提出する。

- (1) 実績報告書(様式2-1)
- (2) 収支決算書(様式2-2)

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。